

災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）並びに茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、山梨県知事、長野県知事、さいたま市長、千葉市長、横浜市長、川崎市長、相模原市長、独立行政法人水資源機構理事長、東日本高速道路株式会社関東支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、中日本高速道路株式会社八王子支社長及び首都高速道路株式会社代表取締役社長（以下これらを総称して「乙」という。）と一般社団法人日本建設業連合会関東支部長（以下「丙」という。）は、災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達（以下「業務等」という。）に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象等により生ずる災害及び予測できない災害が発生、又はそのまま放置すれば直ちに災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の対象）

第2条 業務等の対象は、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「甲の事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関及び事務所等（以下「乙の地方機関等」という。）の長が、管理中又は施工中の公共施設（高速道路会社にあっては自社施設を含む。）とする。

2 前項に規定する対象以外であっても、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長が、特に必要と判断し、第3条、第4条又は第6条の規定により、丙に業務等を要請した場合は、丙及び丙の会員は、特別な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（災害応急対策業務）

第3条 甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙に災害応急対策業務の実施を要請するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定により災害応急対策業務の実施に向けて出動を要請する丙の会員を特定するため、別に定める様式により、丙の会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」とい

る情報」という。)の収集及び報告を、丙に要請するものとする。

3 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに、第1項の規定により要請を受けた災害応急対策業務に応じるための丙の会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、当該要請をした甲又は乙に報告するものとする。

ただし、関東地方整備局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県）で震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、前項の規定によらず、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

4 甲又は乙は、前項の規定により報告を受けた丙の会員の資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する丙の会員を特定し、出動を要請するものとする。

5 甲又は乙は、前項の規定により出動を要請する丙の会員を特定した場合は、その内容を丙に通知するものとする。

6 丙の会員は、甲又は乙から第4項の規定により出動の要請があった場合、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示により、災害応急対策業務を実施するものとする。

(建設資材等調達)

第4条 甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、別に定める様式にて、丙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材等の在庫情報を収集し、甲及び当該要請をした乙に報告するものとする。

3 甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材の在庫情報により、丙に調達の具体的な内容を指示するものとする。

4 丙は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所へ、調達した建設資材等を運搬するものとする。

(連絡体制の整備等)

第5条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を保有するものとする。

2 丙は、丙の会員への連絡体制及び丙の会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「要員・資機材等」という。）の数を把握し、また、災害時における建設資機材等の確保、運搬及び人員確保の方法について定め、毎年4月末までに甲及び乙に報告するものとする。

3 丙の会員は、災害時において迅速に業務等ができるよう、要員・資機材等の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第6条 甲は、複数の都県又は政令指定都市にわたる広域的な大規模災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時等」という。）は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請に対して、秩序ある業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。

この場合、乙が第3条及び第4条の規定により行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとする。なお、甲又は丙は、乙の業務等の要請を一元的に行う場合は乙に連絡するものとする。

2 前項の規定により甲が一元的に実施を要請する業務等については、関係する乙又は乙の地方機関等の長が、第3条第6項並びに第4条第3項及び第4項の指示を行うものとする。

(本協定の効力)

第7条 本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等と丙が締結する同じ目的の協定を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとし、甲は、第6条の規定により必要な調整を行うことができるものとする。

また、本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等が締結する他団体との同じ目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を妨げるものではない。

(契約の締結)

第8条 甲若しくは甲の事務所等の長及び乙若しくは乙の地方機関等の長は、第3条の規定により丙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、丙の会員と当該出動の内容に係る契約を締結するものとし、第4条の規定により丙に調達を要請したときは、遅滞なく、丙と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

2 第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、業務等を必要とした乙若しくは乙の地方機関等の長が、遅滞なく、当該業務に係る契約を丙の会員と締結するものとし、調達については丙と契約を締結するものとする。

(訓練の実施)

第9条 甲、乙又は丙は、防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加する

ものとし、甲、乙、丙相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の報告)

第11条 丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書面により、その状況について、当該業務等を要請した機関に報告するとともに、その措置について当該業務等を要請した機関と協議して、定めるものとする。また、第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した業務等については、当該業務等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長に対して同様の報告及び協議を行うものとする。

(その他)

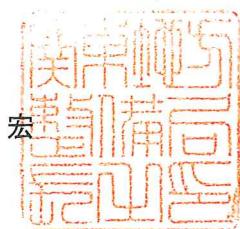
第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書21通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年3月28日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
国土交通省 関東地方整備局長

泊



乙 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事

大井川 和彦



栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県知事

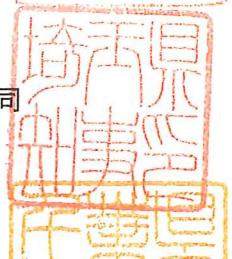
福田富一



群馬県前橋市大手町1丁目1番1号

群馬県知事

大澤正明



埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県知事

上田清司



千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県知事

鈴木栄治



東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

東京都知事

小池百合子



神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事

黒岩祐治



山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県知事

後藤斎



長野県長野市大字南長野字幅下692番地の2

長野県知事

阿部守一

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市長

清水勇人

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市長

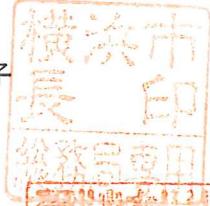
熊谷俊



神奈川県横浜市中区港町1番1号

横浜市長

林文子



神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市長

福田紀彦



神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市長

加山俊夫



埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

独立行政法人水資源機構 理事長

甲村謙友



埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地20

東日本高速道路株式会社 関東支社長

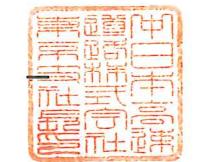
高橋知道



東京都港区虎ノ門4丁目3番1号

中日本高速道路株式会社 東京支社長

源島良一



東京都八王子市宇津木町231番地

中日本高速道路株式会社 八王子支社長

野口英正



東京都千代田区霞が関1丁目4番1号

首都高速道路株式会社 代表取締役社長

宮田年耕



丙 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館

一般社団法人 日本建設業連合会 関東支部長 大嶋匡博



